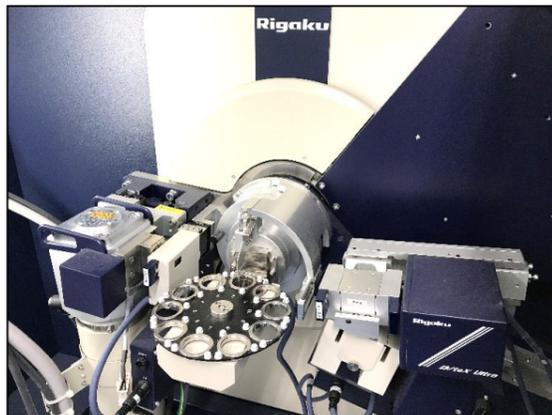


20年以上の調査実績があります

- 有資格者
 - 事前調査に必要な資格
 - ・ 建築物石綿含有建材調査者
 - ・ アスベスト診断士
 - 建材、計数分析に必要な資格
 - ・ 石綿分析技術評価事業「合格」「A,Bランク」
 - 環境測定に必要な資格
 - ・ 作業環境測定士
 - その他の資格
 - ・ 石綿作業主任者
- 主な調査対象（事前調査）
 火力発電所、変電所、事務所、テナントビル、ホテル、集合住宅、公民館、保育施設、事務所など
- 主な調査対象（環境測定）
 除去工事、供用室内など



偏光位相差顕微鏡 + 双眼実体顕微鏡



X線回折装置



走査型電子顕微鏡 + EDS

アスベスト調査について お任せください

建築物等の解体・改造・補修工事に伴う
アスベスト含有建材の有無の調査（**事前調査**）が
法律^(*)で義務付けられています。

2021年4月1日 改正関連法令が施行されました

解体等工事前の『事前調査』

- 工事対象の**全ての部材**の事前調査が必須です。
- 「**書面調査 + 目視調査**」を実施します。
- 上記調査にて含有の有無が不明の場合は、**分析調査**が必要です。
全部材の飛散・ばく露防止措置を講じれば、「みなし工事」は分析調査不要(工事費用が割高)
- 事前調査には、資格や一定以上の技術者が必須になります。

※ 技術者要件は2023年10月1日から適用

【参考情報】

環境省（大気汚染防止法^{*}）

- ・ 大気汚染防止法が改正されました
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>

厚労省（石綿障害予防規則^{*}）

- ・ 石綿対策の規制が強化されます
<https://www.mhlw.go.jp/content/000656330.pdf>

環境省及び厚労省

- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
<http://www.env.go.jp/press/109438.html>

アスベストについてご相談ください

東京パワーテクノロジー株式会社

環境事業部 分析センター
〒267-0056
千葉県千葉市緑区大野台2-3-6
TEL 043-295-8410 FAX 043-295-8407

HP: <https://www.tokyo-pt.co.jp/>



その建物は安心ですか？

供用中建物の調査

- **吹付け材等のアスベスト含有調査**が必要です。
 - ・ 特殊建築物などは、定期調査報告で吹付けアスベスト等の使用状況、劣化状況の調査が必要です。
 - ・ 損傷・劣化等した吹付けアスベスト等は、飛散防止対策が必要です。
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/houritsu/pdf/08.pdf>
- **建築物の資産評価にアスベスト含有調査**も必要です。
 - ・ 不動産取引時にはアスベスト調査結果も必要となります。

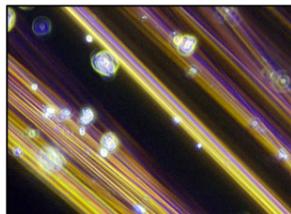
アスベスト（石綿）について

■ アスベストとは

天然に存在する繊維状鉱物で、曲げや引張りに強く、不燃性、耐久性、親和性に優れています。わが国では、建材として多く使用されてきました。現在、アスベストの新たな使用は禁止されています。



クリソタイル



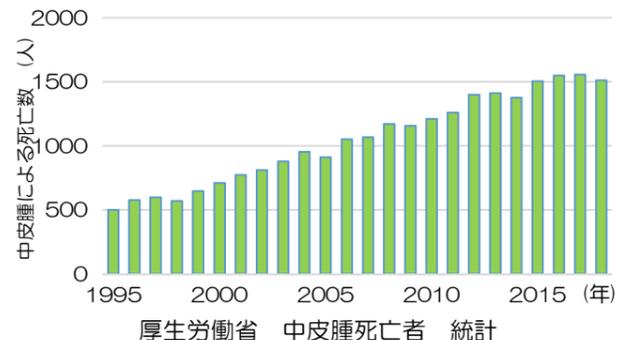
アモサイト顕微鏡写真

アスベストの種類

クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト【合計6種類】

■ アスベストと健康リスク

アスベストを含有した建材等は、損傷や劣化とともに、アスベストが飛散しやすくなります。アスベストは発がん性物質であり、ばく露量が増えるにつれ肺癌などの重篤な疾患を発症するリスクが高まります。また、潜伏期間が30～50年と長い中皮腫は、少ないばく露でも発症することがあります。



■ アスベスト含有の恐れがある建材

アスベストを含有した建材は特に1980年以前の建築物に多く使われています。防火や断熱目的に普段目にしない部分に使われているほか、居室、調理室、浴室、トイレ、機械室、煙突、外壁、屋根、その他多くの場所に使用されています。

■ 事前調査について

事前調査にあたり、建物調査には建築物石綿含有建材調査者等の資格者、建材アスベスト含有分析には一定以上の分析技術をもつ分析者に任せる必要があります。

大気汚染防止法や石綿障害予防規則の改正により、**2021年4月に「事前調査の範囲や調査法の拡大」が施行され、2023年10月施行の「有資格者による事前調査や建材分析」が明確化されました。**

■ アスベストに関する法令

2006年にアスベストを0.1%を超えて含有する製品の製造・使用が全面禁止となりました。また、大気汚染防止法や石綿障害予防規則により、解体工事などの前には事業者の責務としてアスベスト使用の有無の確認等（事前調査）が義務付けられています。



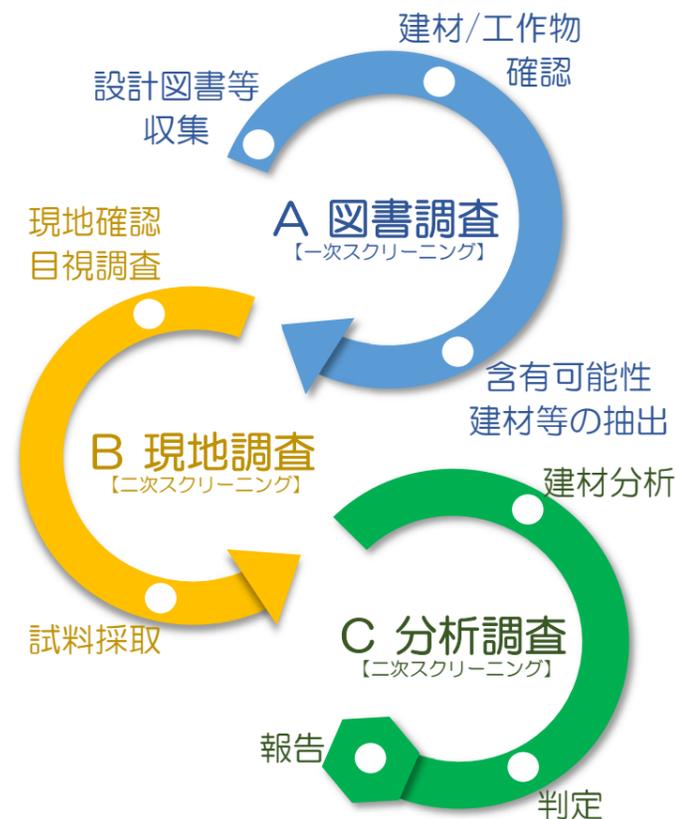
現地調査（目視調査）



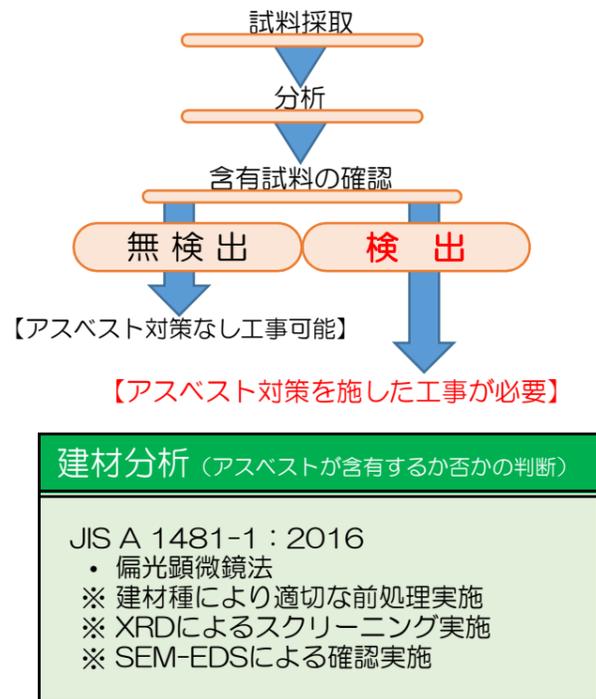
現地調査（試料採取）

事前調査（アスベスト含有調査）と分析方法

■ 調査の流れ



■ 採取から分析の流れ

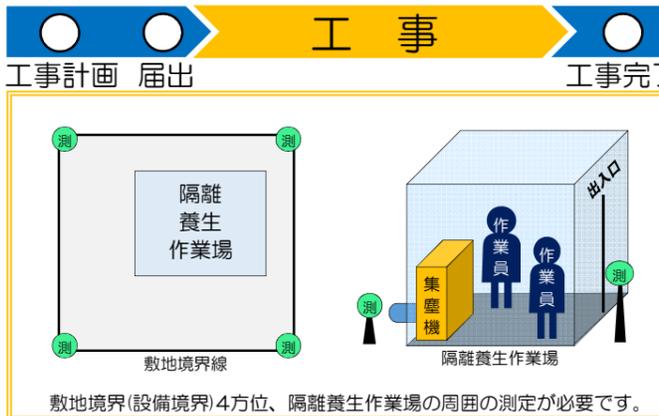


弊社では、**A・B・C**すべての一貫した調査が可能です。

アスベスト環境測定

■ 工事中の環境測定

アスベスト含有建材の除去工事には、飛散防止対策が必須となりますが、工事中には飛散確認の環境測定が必要となります。



環境測定及び飛散防止などコンサルティング致します。

項目	内容	測定時間	基準濃度
工事中	解体、改築、補修などの工事の際に、工事建物の敷地境界、作業場近傍・集塵機出口・セキュリティゾーン出入口などでアスベスト漏洩の有無について測定します。	4h or 2h	目安 1 f/L
供用中	機械室や変電設備室など、アスベスト含有吹付け材等が使用されている室内のアスベスト粉じん濃度を測定します。	2h	目安 0.5 f/L

* 測定内容は、自治体等の条例等で測定内容が異なりますので、事前確認が必要となります。
* 測定時間は、アスベストモニタリングマニュアルを引用しています。
* 基準濃度の「f」は繊維本数を示し、「f/L」は1Lの大気中にアスベスト繊維が何本浮遊しているかの計算値となります。

■ 供用中の環境測定

アスベスト含有吹付け材等が飛散防止対策無しに供用されている場所は、飛散確認の為の環境測定が重要となります。

